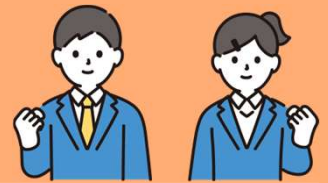




大切なお知らせ

2026年度版

高校生の「授業料支援制度」 が新しくなります。



高等学校の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が**授業料の支援**を受けることができるようになりました。



申請手続きが必要です。支援を希望される方は、学校からの案内に従って、申請手続きを行ってください。

※なお、一部対象外となる場合もあります。詳細は裏面をご確認ください。

以下の支援制度で新たに高等学校等の学びを支えます。

高等学校等就学支援金【新制度】

世帯年収に関わらず、日本国内に住所を有し、日本国籍を有する、又は日本国籍を有しないが国籍・在留資格等の要件が認められた者で、高等学校に通う生徒を対象に**授業料を支援**する制度です。なお、返済は不要です。

※高等学校等就学支援金【新制度】が対象外の方についても、授業料の支援制度があります。詳しくは、裏面をご確認ください。

支援額の例
(支給上限年額)

県立高校(全日制)：11万8,800円、県立高校(定時制)：3万2,400円
県立高校(通信制)：1単位あたり336円※

※ 通算74単位、年間30単位まで

支給上限額

11万8,800円

【所得上限なし】

年収目安

(日本国籍を有しない生徒の) 国籍・在留資格等の要件

必要書類

高等学校に在学し、**日本国内に住所を有する者のうち日本国籍以外の方で、以下の在留資格等を有する生徒**

①特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等

④永住者の配偶者等

⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者

⑥家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

生徒等の以下のいずれかの書類

・住民票の写し(原本)

・特別永住者証明書の写し(コピー)

・在留カードの写し(コピー)

(家族滞在は以下の書類も提出)

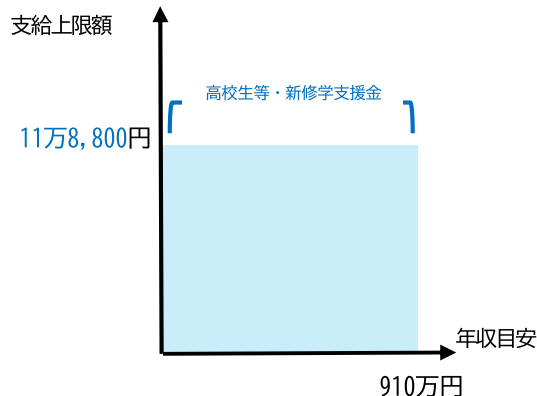
・日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援

新入生

2026年4月以降に入学する生徒のうち、旧制度の就学支援金であれば、支給対象となりうる**年収約910万円未満**の世帯に属する生徒は、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限11万8,800円***の支援金が支給されます。

国籍・在留資格等の要件	必要書類
2026年4月1日以降に入学した者のうち新制度対象外の者 (例) ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、 または、日本に定着の意思がない者 等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）



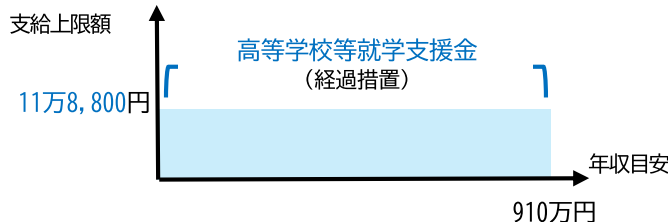
在校生

○2026年3月31日以前から高等学校に在籍する生徒（在校生）のうち、高等学校等就学支援金【新制度】が対象外になった方

①年収約910万円未満の世帯に属する生徒

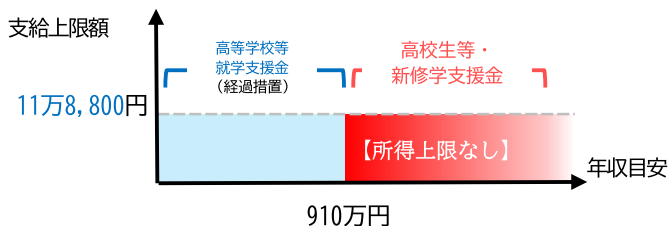
旧制度の就学支援金において**年収約910万円未満の世帯に属する在校生**については、**（経過措置）高等学校等就学支援金【旧制度】**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限11万8,800円***の支援金が支給されます。

【経過措置】新制度対象外となる在校生が対象



②年収約910万円以上の世帯に属する生徒

旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた**年収約910万円以上の世帯に属する生徒**については、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得にかかわらず**年額上限11万8,800円***の支援金が支給されます。



国籍・在留資格等の要件	必要書類
2026年3月31日以前から高等学校に在籍する者のうち新制度対象外の者 (例) 在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）

* 支給上限年額は学校種によって異なります。詳細は表面の「支援額の例（支給上限年額）」をご参照ください。